

泉大津市立条南幼稚園の民営化に係る 事業者募集要領

令和4年7月

泉大津市健康こども部こども育成課

1 目的

本市では、令和2年10月に策定した「泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画」に基づき、令和6年4月に既存の民間園と泉大津市立条南幼稚園を統合の上、条南幼稚園の場所で民間事業者が運営する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置を目指しています。

移管先の選定にあたり、前述の「泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画」の中で、「条南校区では条南幼稚園と民間2園のいずれかを統合した認定こども園の設置が望まれます。この校区には公立保育所がなく、統合に当たって新たな保育所ニーズを考慮する必要はありません。したがって、既存の民間園に幼稚園ニーズの受け皿を持たせた施設整備が望ましいと考えます。」と示しています。これは、長期にわたり地域の保育ニーズに応えてきた民間園の実績と、同園卒園児の多くが校区内小学校へ入学する状況にあることを踏まえたものです。このような実績と地域での学びの連続性を保持していく観点から、校区内にある民間認定こども園に幼稚園ニーズの受け皿を持たせる事が最も合理的且つ適切であるため、条南小学校校区にある民間園に対し、指名型プロポーザル方式で移管先の選定を行います。

2 施設の概要

条南幼稚園

所在地	泉大津市寿町16番16号		
定員	320名		
園児数 (R4.4.1現在)	3歳	4歳	5歳
	10	22	22
保育時間	午前9時から午後3時まで (土・日曜、年末年始(12月29日~1月3日)、祝日、長期休業期間を除く)		
特別保育	一時預かり保育		
敷地面積	3087.09㎡		
建物構造・建築年月	鉄筋コンクリート造(地上2階)・昭和50年3月		
建物面積	1,750.09㎡		
園庭面積	1,337㎡		

3 移管実施日(予定)

令和6年4月1日

4 移管方法

(1) 土地

本市が所有する土地を、移管後30年間無償で貸与します。なお、無償貸与期間終了後は、本市との協議のうえ、売買又は賃貸借とします。

(2) 建物等

既設の建物、遊具及び備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、市議会での議決を要件として、無償で譲渡します。

(3) その他

貸与を受けた土地については、認定こども園の運営その他、子育て支援事業以外に使用できません。また、譲渡を受けた建物等については、市が表題登記、所有権保存登記を行った後、移管先への所有権移転登記手続きを行います。

なお、移管後における土地及び建物等の維持管理については、移管先が責任を持って自己負担で行うものとします。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件すべてに該当する者としてします。

- (1) 現に条南小学校区内にある認定こども園を運営する者であること。
- (2) 令和4年4月1日現在で、保育所、認定こども園又は幼稚園を現に運営しており、かつ通算3年以上の運営経験を有する社会福祉法人又は学校法人であること。
- (3) 直近3年間、法人が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (5) 泉大津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当していないこと。また、同条第2号に規定する暴力団員、及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が法人経営に関わっていないこと。

6 欠格事項及び失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外、又は失格とします。

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- (2) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められた場合。
- (3) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (4) その他不正な行為があった場合。

7 認定こども園運営条件

認定こども園運営にあたり、関係法令等を遵守するとともに、別紙1「認定こども園運営に関する条件」に定めた事項を確実に履行すること。

8 参加手続き

事業実施のスケジュールは以下のとおりです。

①指名通知、参加書類等の交付・公表	令和4年7月11日（月）
②募集要領等に関する質問の受付	令和4年7月13日（水）
③プロポーザル参加意思確認書提出期限	令和4年7月20日（水）
④現地見学締め切り日	令和4年7月29日（金）
⑤提出書類の受付期限	令和4年8月19日（金）
⑥審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和4年9月2日（金）
⑦審査結果通知	令和4年9月上旬
⑧移管先事業者の決定	令和4年9月上旬

令和4年7月8日（金）に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

①指名通知、参加書類等の交付・公表

現に条南小学校区内にある認定こども園を運営する者に対して郵送にて通知します。

- (1) 公表日 令和4年7月11日（月）
- (2) 交付・公表資料
 - a) 募集要領
 - b) 認定こども園運営に関する条件
 - c) 提出書類一覧表
 - d) 様式集

②募集要領等に関する質問の受付

- (1) 提出期限
令和4年7月13日（水）17時15分まで
- (2) 提出方法
質問書（様式第3号）に質問事項を記入し、電子メールにて提出
メールアドレス：kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp
※ 電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じません。

(3) 回答方法

令和4年7月15日（金）に、参加表明のあった全事業者に対し、回答書を電子メールで送信します。

③プロポーザル参加意思の確認書

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、下記のとおり提出してください。

(1) 提出書類

下記①及び②（原本）を各1部

① 参加表明・辞退届（様式第1号）

② 法人概要書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和4年7月20日（水）17時15分まで（必着）

④現地見学

現地見学を希望する事業者は、電子メールにてその旨を申し出てください。
令和4年7月29日（金）までの間で現地見学の日程等を調整します。

※ 現地見学は、各事業者2回までで、それぞれ概ね1時間以内とします。

※ 現地見学会において、応募に係る質問は受け付けません。質問事項については、「②募集要領等に関する質問の受付」によります。

⑤提案書類等の提出

(1) 提出期間

令和4年8月12日（金）から令和4年8月19日（金）まで（土日除く）
（いずれも8時45分から17時15分まで）

(2) 提出場所

泉大津市健康こども部こども育成課（市役所1階）

(3) 提出書類及び部数

別紙2「提出書類一覧表」に定めるとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便にて提出期限までに必着）

⑥プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 選考方法

移管先の選考については、指名型プロポーザル方式により行い、法人及び認定こども園運営、保育内容、職員体制その他を評価項目とし、市が設置する委員会（以下、「審査委員会」という。）において選考します。

(2) 開催日

令和4年9月2日（金）実施予定（詳細は後日通知します）

(3) 開催場所

泉大津市役所内

(4) 実施要領

- ・プレゼンテーションを20分、質疑応答を20分とします。
- ・使用する書類は、申込時に提出した書類のみとします。資料の追加提出は認めません。ただし、審査委員会が必要であると認めたときはこの限りではありません。
- ・会場内のスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とします。なお、投影用のプロジェクタ・PC等は参加者が持参してください。
- ・プレゼンテーションの参加者は3名を限度とします。

⑦審査結果通知及び公表

審査における選定結果は、参加者全員に通知します。また、審査の結果は、市ホームページに公表します。

⑧移管先の選定等

(1) 移管先の選定

- ・審査基準は、別紙「審査基準配点表」のとおり
- ・審査委員会において、事業実績・運営の安定性、運営条件全般に対する提案、施設整備内容に対する提案等の内容を評価し、合計点数が最も高い事業者1者を優先交渉権者として選定する。なお、移管先との協議が成立しなかった場合は、もう1者が最低合格基準（配点合計の6割以上）を上回っていた場合において、その者を優先交渉権者とします
- ・企画提案者が1者であっても審査を行い、評価点が最低合格基準（配点合計の6割以上）であった場合は、その事業者を優先交渉権者として決定します

(2) 協定書の締結

市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定するとともに、移管業務の確実な履行のために、移管先と信義誠実の原則に基づく協定書を締結します。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、泉大津市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。
- (3) 認定こども園の設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。

- (4) 選定後において天災等のやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断でプレゼンテーション時に提案した計画の変更を行うことはできません。これに違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先がその責めを負うことになります。
- (5) 移管にあたり市議会での承認が得られなかった場合は、移管は延期または中止となります。なお、その際の移管先が被る損害については、市は責めを負いません。
- (6) 移管先は、認定こども園の運営にあたり、職員の採用、配置をはじめ提案内容を誠実に履行してください。これらの提案内容が遵守されないことが明らかになった場合、民営化に関する事務を停止し、貸与（譲渡）契約の解除を求めることがあります。
- (7) 認定こども園運営に関して市が交付する運営費として、施設型給付費及び泉大津市民間認定こども園運営費補助金を交付します。また、移管後の施設整備関係として、国庫補助金を活用した補助金を交付します。ただし、国の交付決定がない場合は、補助金を交付することができません。

1 0 移管に係るスケジュール（予定）

- 令和4年9月 移管先決定、協定書の締結
- 令和4年9月 移管に向けた協議開始
- 令和6年4月 移管先による運営開始

1 1 書類提出先及び問合せ先

- 泉大津市健康こども部こども育成課
- 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
- TEL : 0725-33-1131（代表）
- メール : kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp